

給付項目・金額・証明書類一覧

※戸籍謄本等につきましては発行月日までのページ要

※証明書類はいつでもコピー可

| 給付項目 | 給付事項 | 金額 |
|-----------------------------------|---|---------------------|
| | 証明書類 | |
| 結婚祝金 | 会員が結婚した時（結婚とは民法に定める婚姻をいう。以下同じ） | 20,000円 |
| | 戸籍謄本または婚姻届受理証明書 | |
| 銀婚祝金 | 会員が結婚して満25年を迎えたとき | 10,000円 |
| | 婚姻25年経過後の戸籍謄本（夫婦が記載されているもの） | |
| 金婚祝金 | 会員が結婚して満50年を迎えたとき | 20,000円 |
| | 婚姻50年経過後の戸籍謄本（夫婦が記載されているもの） | |
| 出生祝金 | 会員または会員の配偶者が出産したとき | 10,000円 |
| | 戸籍謄本または母子手帳の出生届出済証明書（会員名記載） | |
| 入学祝金 | 会員の子が小・中学校に入学したとき | 5,000円 |
| | 会員との親子関係及びお子様の生年月日の両方が確認できるもの ①母子手帳の出生届出済証明書 ②健康保険証（会員名・被保険者名掲載） | |
| 還暦祝金 | 会員が満60歳になったとき | 10,000円 |
| | 健康保険証または運転免許証など生年月日が確認できるもの | |
| 永年在会祝金 | 会員が入会して満25年に達したとき | 5,000円 (区内共通商品券) |
| | なし（該当者にはカナルこうとうより書類を送付します） | |
| 死亡弔慰金 | 会員が死亡したとき | 50,000円 |
| | 死亡事項記載の戸籍謄本または死亡診断書 請求人と会員との続柄を証明するもの | |
| | 会員の配偶者が死亡したとき | 20,000円 |
| | 死亡事項記載の戸籍謄本または死亡診断書 会員との続柄を証明するもの | |
| | 会員の子が死亡したとき | 10,000円 |
| | 死亡事項記載の戸籍謄本または死亡診断書 会員との続柄を証明するもの 流産、死産の場合は医師の証明書または死産受理証明書 | |
| | 会員の親が死亡したとき | 10,000円 |
| 死亡事項記載の戸籍謄本または死亡診断書 会員との続柄を証明するもの | | |
| 入院見舞金 | 連続して7日以上入院した時 ※年度1回 | 10,000円 |
| | 入院期間が記載されている病院の領収書または診断書 | |
| 障害見舞金 | 身体障害者福祉法に定める身体状況になったとき 入会后初めて身体障害者手帳を取得したとき ※入会后1回 | 20,000円 |
| | 身体障害者手帳 | |
| 住宅災害見舞金 | 会員の居住する家屋等に損害を受け、り災証明が発行されたとき | 20,000円 |
| | 消防署、市区町村発行のり災証明書 | |

※次の場合は給付を制限または停止します。

- ・入院され退院することなく死亡された場合、また、退院後入院見舞金を請求しないで死亡された場合も入院見舞金を支給しません。死亡弔慰金のみ支給となります。
- ・会費の納入が滞っている会員からの請求には応じません。
- ・不正行為により給付を受けたときは、その返還を請求します。
- ・すべての見舞金・弔慰金は、給付事由の発生原因に災害救助法が適用されたときは給付しません。